

## さいたま市告示第920号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 名称

認可地縁団体榎自治会法人

### 2 変更した事項

区域

さいたま市浦和区瀬ヶ崎1丁目2番、3番、4番8号～25号、5番～11番、12番22号～27号、14番6号～12号、15番～18番、19番1号～4号、19番22号～25号、22番15号～18号、23番瀬ヶ崎公園、33番1号～13号、33番22号～33号、瀬ヶ崎5丁目1番～8番、9番15号、9番17号～19号、10番14号～15号、14番1号～6号、15番、16番13号～14号、16番16号～25号、18番16号～19号

### 3 変更年月日

令和8年5月18日